

第十三編 少年労働問題

概説

少年の保護訓練如何が將來社會の文明に影響する所頗る大なるものあるは言を俟たぬ。是れ一國の文明は其の國に於ける少年保護方法の歴史に依て最もよく窺ふ事が出来る。とさへ云はれて居る所以である。此の見地よりして少年労働問題は一の重大なる問題である。何となれば少年の労働は多くの場合彼等を保護せざる事——彼等を虐待する事を意味するからである。今先づ少年労働の弊害を擧ぐれば

(イ)少年労働は身體の發育を害する。蓋し少年は未だ身體發育の半途にあるものだから其の際に工場又は鑛山等の労働に従事し不良な空氣を呼吸し、不自然な溫度又は蒸氣の中に生活し、間斷なき機械の音響に刺戟さるゝは其の健康に害あるは勿論、常時一定の同一種の作業に従事する結果として筋肉の發達が畸形的となり自然的發達をなす事を得ない、ために后に至つて畸形兒不

具者となる事稀でない、又子供の本能は自

然に遊戯に向ふものであつて遊戯は子供の生命と稱するも過言でない、幼少の時遊戯をしなければ心身の發達が萎縮するとも云はれる。然るに労働に従事するため子供は遊戯をなす事を得ず従つて遊戯が兒童の身心に與へる好影響を受ける事が出来ない。

(ロ)少年労働は智能の發達を害する、蓋し少年労働は教育を奪ひ之に代ふるに日々の單調なる労働を以てするからである。即ち感じ易く伸縮自在なりし少年の心は固定不變のものとなり遂に再び發育し得べからざるに至る、かくて彼等は永久無教育無知識で終るのであつて中には低能兒、不良少年罪人等となるものも出来る。

(ハ)少年労働は徳性の發達を害する 少年労働者は工場に於て成年労働者と共に働く結果判斷力は未だ子供の未發達の状態なるに不拘、知識は既に子供でなく、殊に少年の鋭敏なる感受性は成年労働者の惡行に動され易い。少年労働者が女子であつた場合には工場労働が徳性に害する事最も甚だし

い。

以上は少年労働の少年自身に及ぼす悪影響であるが更に其の社會的弊害を見るに其の最も大なるものは家族生活に及ぼす弊害であつて、之に次ぐものは社會に課する負擔である。前者に兩親の家庭に及ぼすものと少年が將來父又は母となつて其の家庭に及ぼすものと二つある。

少年労働の結果は

(一)少年が餘りに早く家庭より獨立し之に無關心となる。

(二)父の労働賃銀が子供の競争により低下する。労働力供給の過剩は労働賃銀を低下させるから少年が労働する時は父母の賃銀は低下する。

(三)幼少にして労働を始めし者は遅く労働を始めし者より結局に於て賃銀が少ない是れ蓋し未だ能力の發達せざる時期に労働に従事する結果永久に不熟練作業に蟄居し經濟的能力を伸張し得ざるものによるものである。

更に少年労働の結果身心の充分に發達し

なかつた少年が將來結婚して子孫を作るに至りし場合を想像せば戦慄を禁ずる事が出來ない。幼兒の高い死亡率及び虚弱なる身體を有する者は必ず彼等の家庭に見出さるるであらう。今一つの社會的弊害たる社會に課する負擔とは少年が勞働の結果、低能兒、不良少年、罪人、不具廢疾等となりし場合に社會に課する所のものである。

次に少年が斯く弊害多き勞働に従事するに至る原因を考察するに、それは凡そ左の如きものであらう。

(一)資本主義の發達 資本主義の發達は各種の分業と機械の發明を齎し女子少年と雖も容易に従事するを得る作業を生ぜしめ、著しく女子及少年の勞働の範圍及機會を増大した事。

(二)家庭の貧困 現今多くの勞働者は其の賃銀甚だ低く到底其の子女を養育し得ざるものが少くない。即ち止むを得ず少年をして家計の困難を助くべく勞働に赴かしめる事、而してこれは原因の内最も重要視さるべきものであらう。

(三)無智無關心 少年及び其の兩親は少年勞働の弊害の如何に恐るべきものなるかに就き無智無關心なる事が多い。又少年勞働者を傭使する者も利潤を得ん事にのみ汲々として少年の前途の如きは顧みる所に非ず生産費の低減をのみ企圖し、安價なる勞働——少年勞働者を可成的傭使せんとするは現在の經濟組織の上から寧ろ當然の事である。

然らば我が國に於ける少年勞働の状態如何

(イ)少年勞働者數 大正七年農商務省の調査によれば全國職工總數百四十二萬三千四百三十四人中、未成年者は五十九萬一千百三十四人で約四割一分に當つて居る。又未成年者の中で十五歳以上二十歳未満の者は四十七萬九百六十四人で未成年者中の約七割八分は此の年齢階級の者である。次に十六歳以上十五歳未満の者十一萬七千七百六十六人、十歳以上十二歳未満の者二千四百三人である。又未成年者の性別を見るに男工十六萬四千四百七人、女工四十二萬六千

七百二十七人であつて女工は男工の二倍以上に當る。特に十二歳未満の幼者中男工の三百三十人に對し女工二千七十三人で其の六倍強に當つて居る。即ち我が國の勞働者中約四割は未成年者であり且つ其の未成年勞働者中三分の二以上は女子である事を知るのである。尙ほ以上は工場法適用の工場のみについて云つたのであるが、少年勞働が深刻なる問題として現れ來るのは寧ろ工場法適用範圍外の工場——家内工業的小企業、所謂 *Sweating system* に於てであらう。加之少年勞働問題の範圍は商業に使用さるゝ賣子小僧、官衙會社等に使役せらるゝ通信、配達の少年、及び街頭に於て勞働しつゝある所謂 *Street worker* に迄も及ぶべきであるから、我國に於ける少年勞働者の數は驚くべき夥しき數に上るであらう。唯我國に於てこれ等の重要な問題が等閑に附せられつゝあるが故に、これ等少年勞働者の概數さへも明かにし得ないのである。

(ロ)義務教育と少年勞働者 我が國では兒

童滿六歲に達したる翌日より滿十四歲に至る八ヶ年を學齡と稱し其の間の年齢に在る兒童を總て學齡兒童となし尋常小學六箇年

を義務教育と定めて居るから兒童は例外の場合を除き學齡に達した日以後の最初の學年に就學し尋常小學校の教科を了へねばならぬ事になつて居る、而して一方（小學校令第三十五條）尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は其の雇傭によりて兒童の就學を妨ぐる事を得ざる旨規定して義務教育の遂行を期して居るのである

大正八年三月末文部省の調査によれば我が國に於ける不就學兒童の總數は九萬五千二百一人であつて其の中幾何が貧困を理由として就學を免除若くは猶豫せられたものであるかは不明であるが貧困のための不就學兒童の多くは勞働に従事し以て生計費の幾分を稼きつゝあるものであらう。

の勞働に困憊の極に達したる少年が睡魔に襲はれつゝ受くる教育が甚だしく不完全なるものたるは言ふ迄もない。

去る一九一九年十月ワシントンに第一回國際勞働總會の開かれんとするや十月十八日帝國教育會總會に於て「日本教育界の輿論は幼年勞働者を工場に使用する制限は八ヶ年の義務教育を完了したる十四歳以上と定む」る旨決議し我が政府代表鎌田榮吉氏に之を打電した事があつた。即ち我が教育界の輿論が既に八ヶ年の義務教育を必要とせるにしても、實際には未だ六ヶ年の義務教育すら受くる能はざるものが多いのである。（我が勞働者の教育程度に就ては別項勞働者教育問題の項参照）

（ハ）少年勞働者保護立法 我が國に於ては特に少年勞働者保護の立法なく僅かに工場法中少年勞働者を保護するの規定を認むるのみである。即ち工場法第二條は十二歳未満を以て職工就業の最低年齢とし同條第二項に於て輕易な業務に就て特別の條件を附したる場合に限り十歳以上の者の就業を許可

する事とし、鑛夫勞役扶助規則第五條も亦工場法第二條と類似の規定を設けて居る。

尙我が工場法に於ては十五歳迄は女子と共に之を保護勞働者となし各種の制限的規定を設けて保護して居る。最長勞働時間は十二時間と定めし第三條、午後十時より午前四時に至る夜業を禁止せる第四條、休日休憩に關する第七條、危險有害業務の就業禁止に關する第九條及び第十條の規定即ち是れである。此等の規定は何づれも歐米諸國のそれに比し甚だ不完全なものであるが殊に多くの例外を認めつゝあるために其規定の多くは殆んど空文に終るの觀がある。少年勞働者は女子と共に最も多く保護されるべくして而も最も多く虐げられつゝあるのは恐らく我國の現状であらう。

第一 少年勞働と職業紹介

少年の勞働は之を禁止するに若くはないであらうがそれは遽かに實現出來ないものとしたならば彼等勞働に赴かんとする少年をして最も適當なる職業に就かしむる事が必要である。此の目的に副はんとするものが

即ち少年職業紹介所又は少年職業相談所なるものである。此の種の施設は未だ我が國に於ては東京及大阪に各一ヶ所を認むるのみで其の概況左の如くである

一 大阪市少年職業相談所

- (一)所在地 大阪市北區中ノ島三丁目
- (二)設立 大正九年一月十五日
- (三)事業

- 一、少年職業相談に關しては將來の職業に就ての學校の選定又は就業の相談
- 二、少年職業紹介に關しては本所より直接紹介及び他の公私職業紹介所に紹介
- 三、就職少年の保護に關しては就職狀態の巡視、補習教育の相談、徒弟會の開催其他就職少年の保護及び教育に關する相談
- 四、少年職業の研究調査に關しては小學校兒童卒業後の目的調査、實業教育機關の調査、地方より移入する少年少女の調査、産業調査、職業衛生調査、職業に必要な特殊性能調査、徒弟制度に關する調査、職業教育上參考となすべき社會的施設の研究、職業に關する法規の調査
- 五、一般父兄に對する職業上の知識普及に關する事項としては講演會講習會究研會等時々開催す

(四)成績 本年一ヶ年の成績は(1)職業及其他の相談數六千七百八十にして、職業選擇及職業紹介數最も多數を占めて居る。(2)就職

後の保護は人員二百二十八人、立志會開催二回、其の出席者百六十一人。(3)職業教育に關する宣傳は九條青年團總會外二十九ヶ所にて講演。其他新聞賣子の調査等を行つた。

二 東京市中央職業紹介所少年相談部

- (一)所在地 東京市神田區神田橋畔
- (二)設立 大正十年八月二十三日
- (三)事業 其の事業は發育期中にある青少年に對し(1)診査及相談(2)職業保健の相談(3)就職少年指導(4)職業思想の宣傳(5)研究調査

(四)成績 八月二十三日の開所以來十一月末日迄の相談數は左の通りである

職業相談	八二
職業紹介	二八
性能診査	三〇二

第二 少年勞働と國際勞働會議

少年勞働の弊害は古くより諸國に於て認められ殊に其の夜業に就ては千九百十三年のベルヌに於ける國際勞働立法豫備會議に於て十六歳未滿の幼少年工に對し夜間の工業的勞働を禁止せんとする條約案を議決したが歐洲大戰のため會議に上す事を得ず遂

に條約となるに至らなかつた。次いで平和條約第四百二十七條には第六原則として兒

童勞働を廢止すべきこと及年少者の勞働に對し其の教育を繼續することを得且身體の正常なる發達を確保すべき制限を設くべきことが定められた。かくて一九一九年ワシントンに開かれた第一回國際勞働總會では工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定むる條約案、工業に傭使せらるゝ少年の夜業に關する條約案、鉛中毒に對する女子及幼少者の保護に關する勸告が一九二〇年ゼノアに開かれた第二回總會に於ては海上に於て使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案が、一九二一年ゼネヴァに開かれた第三回總會では農業に於ける兒童使用の最低年齢を定むる條約案、農業に於ける兒童及青年の夜業に關する勸告、海上に於て火夫及石炭夫として使用することを得べき年少者の最低年齢に關する條約案、海上に使用する幼少者の強制體格検査に關する條約案が決議された。

今此等條約案、勸告等の重要な條項を左に掲げる。

工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定むる條約案(一九一九年ワシントン

に於ける第一回總會決議)

第二條 使用者と同一の家族に屬する者のみを備使する場合を除くの外一切の公私の工業又は其の各分科に於ては十四歳未満の幼少者を備使することを不得す

第三條 第二條の規定は工藝に關する學校に於ける幼少者の作業に之を適用せず但し此の種の作業は權限ある機關の認可を得且其の監督を受くを要す

第四條 本條約の規定の實行に便ならしむる爲工業に於ける各使用者は其の備使する十六歳未満の者並其の生年月日を記載したる帳簿を備附くるを要す

第五條 日本國に對し本條約を適用するに當りては第二條に關し左の變更を加ふることを得(イ) 十二歳以上の幼少者にして尋常小學校の教科を修了したるものは之を備使することを不得

(ロ) 現に備使中の十二歳以上十四歳未満の幼少者に關しては經過規定を設くることを得十二歳未満の幼少者を輕易なる業務に備使し得ることを認むる日本現行法の規定は之を廢止すべきものとす

工業に備使せらるる少年の夜業に關する條約案(一九一九年ワシントンに於ける第一回總會決議)

第二條 使用者と同一の家族に屬する者のみを備使する場合を除くの外一切の公私の工業又は其の各分科に於て十八歳未満の少年は夜間之を備使することを不得但し左に掲ぐる場合

は此の限りにあらず

十六歳以上の少年は左に掲ぐる工業に於て工程の性質上晝夜繼續して行ふことを必要とする作業に夜間之を備使することを不得

(イ) 製鐵及製鋼業中反射爐又は蓄熱爐を使用する作業並金屬の薄板又は線の鍍金作業(酸水洗作業を除く)

(ロ) 硝子工場

(ハ) 製紙業

(ニ) 砂糖製造業

(ホ) 金鑛製鍊業

第三條 本條約に於て夜間と稱するは午後十時より午前五時に至る時間を包含する少くとも十一時間の繼續時間を謂ふ

石炭及褐炭鑛業に於ては午後十時より午前五時に至る時間内に作業を行ふことを得但し前後の就業時間の間に存する間隔は通常十五時間如何なる場合に於ても十三時間を下ることを不得

麵麩製造業に於て一切の勞働者に對し夜業を禁止したる場合に在りては午後九時より午前四時に至る時間を以て午後十時より午前五時に至る時間に代ふることを得

日中の勞働を停止する熱帶諸國に於ては夜間を十一時間以内に短縮することを得但し晝間に於て之に代るべき休息時間を與ふることを要す

第四條 妨止し又は發見すること能はず且回歸性を有せざる緊急の事故發生し工業の平常の操業を阻害する場合に於ては本條約第二條及

第三條の規定は十六歳以上十八歳未満の少年の夜業に之を適用せず

第五條 本條約を日本に適用するに當りては第二條の規定は千九百二十五年七月一日に至る迄は十五歳未満の少年に限り之を適用し其の以後に於ては十六歳未満の少年に限り之を適用するものとす

第七條 重大なる緊急事故の場合に於て公益の爲必要あるときは政府は十六歳以上十八歳未満の少年に對する夜業禁止を解除することを得

鉛中毒に對する女子及幼少者の保護に關する勸告(一九一九年ワシントンに於ける第一回總會決議)

本總會は國際勞働團體の構成員たる各國に對し母性の機能並幼少者の身體の發育に對する危害を慮り女子及十八歳未満の少年は左に掲ぐる工程に於て之が備使を禁止せんことを勸告す

(イ) 亞鉛鑛又は鉛鑛の製練に於ける鑄鑛作業

(ロ) 鉛を含有する灰の操作、處理又は製練並鉛より脱銀を爲す作業

(ハ) 鉛又は古亞鉛を熔解する大規模の作業

(ニ) 白蠟又は百分の十以上の鉛を含有する合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀、光明丹、鉛白、「クロム」黄又は硫酸鉛、「クロム」酸鉛若ハ硫酸鉛(硝子原料)の製造

(ヘ) 蓄電池の製造又は修繕に於ける混合又は煉合作業

(ト) 前各號の諸工程を行ふ作業室の掃除
尙女子又は十八歳未満の少年は左記の條件に従
ふ場合に限り鉛化合物を使用する工程に於て之
か傭使を許すべきことを勧告す

(イ) 塵埃及煙氣發生の場所に於て直に之を
除去する爲其場所に排氣設備を爲すこと

(ロ) 器具及作業室を清潔にすること

(ハ) 鉛中毒患者並之に對する補償に付政府
に届出を爲すこと

(ニ) 前記の諸工程に傭使せらるゝ者に對し
定期の健康診斷を行ふこと

(ホ) 充分且適當なる更衣室、洗滌所及食堂
の設備を爲し且殊に防護衣を供給すること

(ヘ) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること
尙無毒性料品を以て可溶性鉛化合物に代用し得
べき工業に在りては可溶性鉛化合物の使用を嚴
重に取締るべきことを勧告す

本勸告に於て可溶性鉛化合物と稱するは其の重
量の百分の五以上(金屬鉛として計算して)か百
分の〇、二五の鹽酸溶液中に於て溶解するもの
を謂ふ

海上に於て使用し得る兒童の最低年齢
を定むる條約案(一九二〇年セゾアに
於ける第二回總會の決議)

第一條 本條約に船舶とは軍艦を除くの外船舶
の性質に拘はらず又公有と私有とに關せず海
外航海に従事する一切の船舶を謂ふ

第二條 使用者の家族のみを使用する船舶以外
の船舶に於ては十四歳未満の兒童を使用し又

は勞働に従事せしむることを得ず

第三條 第二條の規定は學校船又は練習船に於
ける兒童の勞働に之を適用せず但し右の勞働
は公の機關の認可を得其の監督を受くべきも
のこす

第四條 本條約の規定の實行を容易ならしむる
爲各船長は其の船内に使用する十六歳未満の
一切の者並其の生年月日を記載したる登録簿
又は海員名簿を備ふべし

第五條 以下略

農業に於ける兒童使用の最低年齢を定
むる條約案(一九二一年セネヅアに於
ける第三回總會の決議)

農業に於ける兒童及青年の夜業に關す
る勸告(同上)

海上に於て火夫及石炭夫として使用す
る事を得べき年少者の最低年齢に關す
る條約案(同上)

海上に使用する幼少者の強制體格検査
に關する條約案(同上)

(右の諸決議は別項國際勞働問題の中にあり)

第三 少年勞働の最低標準

一九一九年五月から六月にかけ開かれた

北米合衆國中央政府兒童局の主催に係る
兒童保護大會に於て兒童勞働に關する最
低標準が決議されたが之を左に掲げる。

最低年齢 如何なる職業に於ても最低年齢

は十六歳、但し十四歳乃至十六歳の兒童は休
暇中之を農事及び家庭的仕事に従事せしめて
もよい

鑛山及び採石場の内部及びその附近に於ける
仕事に於ては最低年齢十八歳

夜間使用者の最休年齢は二十一歳
電報及び配達會社に使者として雇はるゝ女子
の最低年齢は二十一歳

未成年者は之を危険なる職業又は身體の發育
を妨ぐる如何なる仕事にも従事せしめてはな
らない

最低教育 總ての兒童は七歳より十八歳に
至る迄全時間又は分時間にて毎年少くとも九
ヶ月は學校へ通はしてめねばならない

十六歳乃至十八歳の兒童にして第八級の課程
を了へ適法且つ規則的に雇働せらるゝ者は一
週八時間晝間補習學校に通はしめねばならな
い

十六乃歳至十八歳の兒童にして第八級の課程
を了へざるか又は規則的に雇働されざる者は
全時間學校に通はしめねばならない

健康を増す遊戯及び閑暇時の活動に特に重き
を置く休暇學校が總ての兒童の爲に設けられ
ねばならない

最低體格 兒童は公共衛生醫又は學校醫の
體格検査を受けて同年配の兒童として正常な
發育を遂げ且つ將に雇はれんとする勞働に身
體上適應せる事を認められた後でなければ勞
働に従事せしめてはならない

十八歳以下の總ての少年労働者には定期に體格検査がなされなければならない

労働時間 未成年者は一日八時間以上働かしてはならない

六歳乃至十八歳の兒童の最長労働時間は成年労働者の法定労働時間よりも短くなければならない

十八歳以下の兒童が補習學校にて費す時間は労働時間の一部と看做されなければならない

未成年者の夜業は午後六時より午前七時迄禁ぜられなければならない

最低賃銀 未成年労働者の賃銀は全規定時間働けば「普通の生活に必要な費用」として與へらるゝ最低賃銀より下らざる割合で支拂はれなければならない

見習期間の長さは教育上の原則に基いてのみ決せらるべきである

就職及び雇傭の監督 總ての少年雇傭問題を取扱ふ爲め一の中央事務所が設けられなければならない

學校を退く兒童の爲に、職業に關する相談を受け又は適當なる職業を紹介し、尙就職後初めの二三年は彼等の監督をなすに適當なる施設をなす事を要する

此等の目的の爲めに設けられた總ての機關は此の中央事務所を通して整一さるべきである

施行に關する事項

雇傭許可證 十八歳以下にて雇傭されんことを總ての兒童には、雇傭許可證を交付する

少年労働問題

規定が設けられなければならない

當該官吏は左記の書類を受領し承認し且つ繰込みたる後でなければ、兒童に許可證を交付してはならない

一、兒童の年齢に對する信頼し得べき證書

二、兒童が第八級の課程を了へたる事の充分なる證明

三、公共衛生醫又は學校醫の署名ある健康證明書、此の證明書には其の未成年者が該醫師により充分に検査されたる事及び特に雇はれんとする職業に身體上適應せる事の記載がなければならぬ

四、雇傭に關する契約

此の許可證は雇傭者に交付せられ、兒童が其の職業を去る時に許可證を交付したる官吏に返戻されねばならない

許可證を交付する官吏は、兒童の出席せる最後の學校、義務教育局及び補習學校に對し、許可證の交付、不許可併に許可證の交付を受けたる兒童の職業を離れたる場合、一々之を報告しなればならない

十八歳以上の未成年者は年齢の制限ある職業

第四 統計

一 年齢別職工數 (大正七年度農商務省調査)

年 齡 別	大正七年		大正六年		大正七年		大正六年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
十二歳以上十二歳未満	二、四〇三	一、三六二	三、五六一	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	
十五歳以上十五歳未満	二、六八四	一、三〇、八八八	一、三〇、八八八	九、七三	九、七三	九、七三	九、七三	
計	四、〇八七	二、六六〇	四、八六九	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
計	八、一七四	三、〇二二	八、八三八	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	

に雇傭さるゝことを許可さるゝ以前、年齢の證明書を提出する様要求されなければならない

記録の形式は一定の標準に據らしめ且つ雇傭許可證の交付は州の監督の下に置かれねばならない

雇傭許可證の交付、不許可は工場監督局に報告されねばならない

學校出席強制法 出席強制法を實施せんが爲め、學齡兒童數に適當に比例せる出席監督官吏を市、町、郡に設けられなければならない

市、町、若くは郡當局による學校出席法の實施は州の監督の下に置かれなければならない

工場監督及び未成年労働者の體格検査 鑛山及び採石場に於ける兒童の雇傭に關する規定、其の他總ての少年労働法規の實施は同一省の監督の下に置かれなければならない

監督の數は此等の法律の正しき遵守を保證するに充分でなければならない

十八歳以下の總ての少年労働者を定期に検査するに充分な員數の醫師が置かれねばならない

